

# 「飲酒運転を根絶しよう」

●「酒気帯び」「酒酔い」に関する罰則の強化は2度目になります。「救護義務違反」いわゆるひき逃げの罰則が非常に厳しいものに引き上げとなりました。背景には飲酒運転者が事故を起こしたときに、重い刑罰（危険運転致傷罪）を適用されないよう現場から逃走する「ひき逃げ」が多発したことがあります。「飲酒検査拒否」についても、罰則化によって飲酒の検査を拒否する者の増加が懸念され、引き上げとなりました。悪質運転者の増加をかんがみ、「免許欠格期間」も最長5年から10年となり、一般的に「酒気帯び運転」は呼気中のアルコール濃度1リットルあたり0.15ミリグラム以上、「酒酔い運転」はアルコール濃度とは関係なく「アルコール等の影響により正常な運転が困難な状態のことで直立不動、歩行困難、言語能力が正常かで判断されます。

## 飲酒運転の行政処分の例（前歴がない場合） 規制前→改正後

飲酒運転	+	交通事故	+	ひき逃げ
酒酔い運転 取消 2年→3年	+	死亡事故 取消 5年→7年	+	取消 5年→10年
酒気帯び（0.25以上） 停止90日 → 停止2年	+	死亡事故 取消 5年→7年	+	取消 5年→10年
酒気帯び（0.15以上） 取消 30日→90日	+	2週間のケガ 停止60日 → 取消1年	+	取消 2年→6年



## 高齢者の事故発生状況

### 高齢者の行動特性

- 自宅付近の道路では警戒心が乏しい。
- 安全の確認から行動するまでに時間がかかる。
- 安全の見きわめがあまい。
- 姿勢が前かがみになるため視野が狭い。
- 横断中には安全確認をしない。

### ●高齢者の交通事故防止（歩行者編）

高齢歩行者被害の交通事故の実態



#### 多発時期と時間帯は？

11月が最も多く、時間帯は午後4時から午後8時までが多い。

#### 発生場所はどこが多いの？

市街地交差点での発生が約4割を占めています。

#### 自宅からの距離は？

約7割が自宅から500メートル以内で事故に遭っています。

- 1 どんな理由で通行したときに事故に遭ってるの？  
買い物や訪問などのときに多いです。
- 2 歩行者に違反はあるの？  
歩行者の約半数にも横断歩道外横断などの違反があります。

### ●高齢者の交通事故防止（自転車編）

高齢自転車被害の交通事故の実態



#### 多発時期と時間帯は？

8月が最も多く、時間帯は午前8時から午後0時までが多い。

#### 発生場所はどこが多いの？

市街地交差点での発生が約6割を占めています。

#### 自宅からの距離は？

約4割が自宅から500メートル以内で事故に遭っています。

- 1 どんな理由で通行したときに事故に遭ってるの？  
買い物や飲食などのときに事故が多いです。
- 2 自転車に違反はあるの？  
7割以上が自転車にも安全不確認などの違反があります。

### 協賛

北海道砂利工業組合／北海道生コン輸送協会／（社）日本砕石協会北海道地方本部／（社）北海道トラック協会

### 後援

北海道開発局／北海道労働局／北海道運輸局／北海道森林管理局／東日本高速道路（株）北海道支社／鉄道・運輸機構北海道新幹線建設局  
北海道／北海道警察／北海道市長会／北海道町村会／（社）北海道交通安全推進委員会

### 建設産業交通安全推進北海道本部構成団体

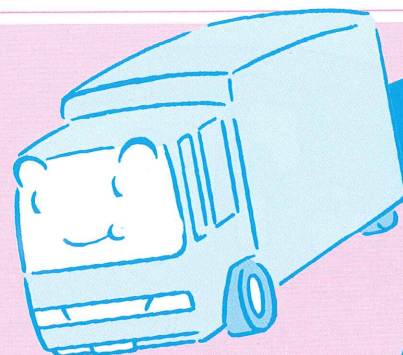
（社）北海道建設業協会及び地方建設業協会（11団体）／建設業労働災害防止協会北海道支部／（社）日本土木工業協会北海道支部／（社）北海道舗装事業協会  
／（社）北海道電業協会／（社）北海道空調衛生工業協会／北海道鉄筋業協同組合／北海道塗装組合連合会／北海道建設躯体工業協同組合／（社）北海道土木工業連合会／北海道左官業組合連合会／北海道管工事業協同組合連合会／（社）北海道造園緑化建設業協会／北海道造園組合連合会／（社）北海道農業建設協会  
／（社）北海道建築工業組合連合会／（社）北海道森林土木建設業協会／札幌中小建設業協会

平成21年度 工事追込期における

# 総ぐるみ運動

建設産業交通事故防止

●実施期間/平成21年10月1日(木)～11月30日(月)



STOP目指そう!

ゼロ

交通事故

スピードダウン  
シートベルト着用  
デイ・ライト運転実施中!

ゼロ



主催：建設産業交通安全推進北海道本部



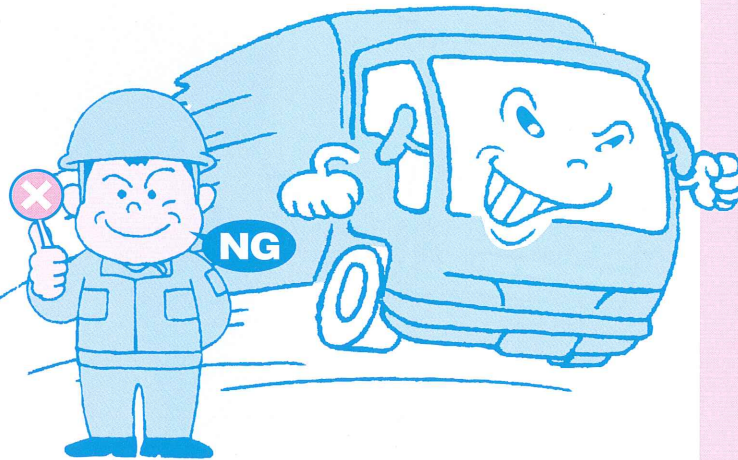
# 交通事故死の達成を!!

平成21年度の工事追込期を迎えるにあたり、建設産業関係者の交通事故抑止にむけて、関係機関が一丸となって交通事故防止総ぐるみ運動を展開し、交通ルールの遵守と交通マナーの実践により、交通事故防止を徹底しましょう!

## 「安全確認と安全速度を習慣づけよう」

思いやりをもって積極的な安全運転を。

トラックには特有の視界特性があります。高い視点（目の位置）から見下ろすため、ドライバーに無意識な優越感をもたらします。自分より小さな車や歩行者への配慮を欠くばかりでなく「スピードの出し過ぎ」や「無理な追い越し」等も誘発しがちです。また路面空間が広く感じられ、それを車間距離と錯覚し、知らぬ間に異常接近してしまい、追突事故を起こしやすいという傾向もあります。このため、ドライバーには、より強い安全確認への意識が必要です。普段から積極的な安全確認と車間距離に配慮した安全速度の実践を習慣づけましょう。



## 「シートベルトの着用を徹底しよう」

乗るなら締める! あなたの「命綱」。

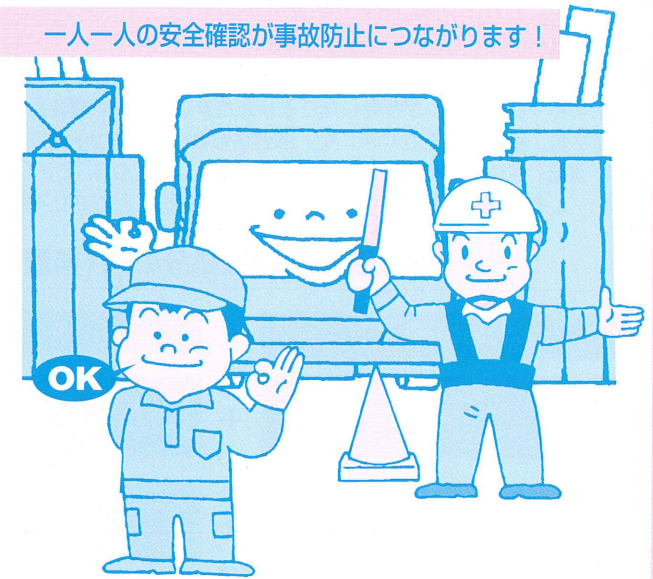
平成20年6月から改正道路交通法が施行され、すべての座席でシートベルトの着用が義務化されましたが、後部座席での着用率は20.8%と全国平均30.8%と比べかなり低くなっています。平成20年中、自動車乗車中に125人もの方々の方が亡くなっています。そのうちシートベルトを着用していなかったのは、53人(42.4%)で、その中でも25人(47.2%)は着用していれば助かった可能性がありました。あなた自身と大切なひとのために「乗ったらシートベルトを締める」を徹底しましょう。



## 「工事現場周辺道路の交通事故防止に努めよう」

一人一人の安全確認が事故防止につながります!

トラックや特殊車輛の出入りが激しい工事現場周辺道路は危険がいっぱいです。現場の整理整頓はもちろん、「死角」のできにくい環境づくりにも努めましょう。とくにクレーン車やブルドーザーなどが現場内で作業等をしている場合は小さい子供達の興味の対象となりやすく、現場周辺や出入口は子供達の動きに十分な注意が必要かと思われます。「毎日事故ゼロ」を目指すには、毎日、一人一人が「交通安全」の自覚を持つことが大切です。



## 「過労運転・過積載を防止しよう」

過積載は犯罪行為として罰せられます!

過労は「居眠り運転」「ぼんやり運転」につながり、重大事故の原因となります。トラックの運転は特に目の疲労度が高く、毎日の安全運転には日頃の健康管理が不可欠です。平成6年5月から実施された改正道路交通法により、とくに過積載に対する取締と罰則が強化され、運転者は勿論、荷主に対する罰則も強化されています。また、平成9年4月からは悪質な過積載に対する行政処分も強化されています。未然に事故を防ぐために●積載に関する法律を知ること、●積載物の重量や積み荷の種類・状態をしっかり把握すること、が必要です。



## 「デイ・ライト（昼間点灯）運動を推進しよう」

自分を「見せる」ためのヘッドライトの役割

ヘッドライトは、運転中の自分が「見る」ためだけでなく、自分を「見せる」ための役割もします。デイ・ライト運動に参加した事業所では、交通事故発生件数が減少し、事故防止の効果が表れました。皆さんもぜひデイ・ライト運動に参加し、その輪を広げましょう。

